

ここで、皆さん方に強調しておきたいのは、情報公開制度は実際に利用してケーススタディを行い、実績を積み上げることにより、公開する情報の幅を広げていくという視点が重要である。そのためにも、情報がそもそも不存在という形で行政が門前払いを食らわせることがないようにしていきたい。

ジャーナリズムを味方にできないか？

【Q5】今後、各省庁の議員が活躍してこの法案が骨抜きになるおそれがあり、またジャーナリズムの関心も今一つである。そのせいか身の回りでも、なぜ情報公開が必要なのか、あまり理解していない人が多いようである。この法案を骨抜きにしないために、ジャーナリズムなどを味方につけてもっと国民の関心を高めることはできないのだろうか。

【奥津氏】ジャーナリズムも情報公開に関してここ1～2年大きく変化しつつある。官官接待について、最初に全国市民オンブズマン連絡会議が情報公開請求によりその実態を明らかにしたが、最初の頃記者たちはその連絡会議が調べた資料を引用して記事を書いていただけであった。しかし、活字メディアの世界ではそれ以後、全国で数百人の記者が情報公開制度を利用している。ただ、記者研修などでお話をさせていただいた経験から言うと、現時点では情報公開に関してあまりデッサン力、構想力をお持ちでないようだ。従って、記者みんなが官官接待やカラ出張ばかり調べるという状況になってしまふ。本当は地域の特性に応じてそれぞれ問題があるはずである。

たとえば、青森県では地元新聞が公共工事の受注状況が知事選前と知事選後でどのように変わったのか調べたことがあるがこの結果は興味深かった。予算の執行についても、どこに公共事業の箇所付けをしているのかといったことも調べればおもしろいのではないか。ただ、放送メディアは今のところまだあまり情報公開については取り組んでいない。

官官接待やカラ出張ばかりでは視聴者や読者も飽きてしまうので、今後は情報公開のバリエーションをどれだけ増やせるかが重要である。私は、記者の方々に「あと2年間ぐらい情報公開を頑張って下さい」とお願ひしています。それはあと2年間ぐらい国民の関心を情報公開に引きつけておければ、法案がよりいいものになるだろうと考えるからです。

そういう事情で私自身も土地の情報公開に取り組もうと考えているところです。現状ではなかなか全ての国民に「行政への関心を持て」といっても無理です。従って、ジャーナリズムや一部の自覚ある市民がリーダーシップをとっていくしかないと考えています。ただ、情報公開請求する際には身近なテーマについてやってみるのがいいのではないかと思います。例えば、どうしてダイレクトメールがこんなに来るのか、推薦入試の合否基準はどうなっているのかといったテーマでもいいのです。

私たちが何か情報公開請求するときも、プレスリリース資料も完璧に作成します。それは、できるだけ大きな記事で掲載されれば他の方々も関心を持ってどんどん参加してくれるのでは、という意図を持っているからです。

【枝野氏】私は情報公開に関しては、他の個別の問題と比べて官僚の抵抗は分散されるのではないかと考えています。本当は官僚にとって権限を奪う大きな問題ではあるのですが、特定の役所を攻めるという問題よりはやりやすいのではないかと考えています。というのは、情報公開は各省庁全てが利害関係者になる問題であるから、逆にどこかが抵抗するだろうとそれぞれの役所が思ってしまうという側面があり、こちらからすると案外簡単に突破できるかもしれませんといふことに期待を寄せています。

また、先ほど申し上げたように、国会議員であれば政権与党にいる人であっても、官僚に情報を独占されているという思いを持っている人も多いので、党派を超えてかなり広く賛同を得られるだろうという希望も持っています。

また、民主党ではこれから地方議員も協力して、地方の公共事業の無駄遣いを点検するという運動方針を決めました。皆さんも、それぞれの選挙区で地方議員でもいいですから民主党の議員に対して、「ちゃんと公共事業の洗い出しをやっているのか」催促してみて下さい。催促されると、やはり議員にとって一番怖いのは有権者ですからやらざるを得なくなる。それによっていろいろな情報が出てくるとおもしろいのではないかと考えています。

また、パソコンを使える人は、省庁がいろいろインターネット情報を公開しているのでそれにどんどんアクセスして国民が行政情報に関心を持っていることを示して、プレッシャーをかけていくということもできるのではないでしょうか。

また、新聞も情報公開については政治部より社会部が頑張っているので、社会部が記事を書けるようなネタを提供できれば持続できるだろうと思っています。

すべての情報は国民に公開する？

【Q6】この法律の目的について要綱案の第1で書かれていますが、ここのところでは、すべての情報は国民に公開することが原則であるという前提に立つことをもっと強調するべきだと思いますがいかがでしょうか。

【奥津氏】私自身は、この条項については、知る権利が明記されていないという不満な点はありますが基本的には評価しております。なぜかというと、アカウンタビリティ（説明責任）が入っているからです。ご質問の趣旨は、公開が原則であるということをもっと強調したほうがいいということだと思いますが、法律の構造からすると、請求権を保障している点、不開示を例外にとどめている点からみて、法律の趣旨は原則公開であると解釈できるかと思います。従って、仮に非公開とされた場合にはなぜ非公開が適切なのかということを立証する責任は行政側にあるということになります。それに対しこれまでは、国民が情報公開を請求することは例外であり、請求するときはなぜ必要なのかを国民の側から説明しなくてはいけませんでした。これと比較すると法律ができた後は原則公開ということで考えていいかと思います。